

令和 7 年 6 月 5 日（木）関市農業委員会総会

場所：関市役所 大会議室

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- （５）議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
- （６）議案第 6 号 非農地の判断について
- （７）報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○出席委員（18 名）

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 安田 美雄 君 | 2 番 河村 清孝 君 | 3 番 丹羽 英治 君 |
| 4 番 吉田 忠男 君 | 6 番 鵜飼 秀樹 君 | 7 番 林 百恵 君 |
| 8 番 後藤 信一 君 | 9 番 尾口 文良 君 | 10 番 松永 佳己 君 |
| 11 番 足立 宜穂 君 | 12 番 後藤 一夫 君 | 13 番 亀山 良平 君 |
| 14 番 森 種生 君 | 15 番 池田 政吉 君 | 16 番 長尾 始 君 |
| 17 番 山田 達史 君 | 18 番 日置 香 君 | 19 番 田下 喜代 君 |

○欠席委員（1 名）

- 5 番 和田 ひとみ 君

○委員以外の出席者（3 名）

- 農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（あいさつ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

5 番 和田委員の 1 名ですのでご報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第 8 条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

1 6 番 長尾委員、1 7 番 山田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるといいます。

1 番の案件

議案は 1 ページ、位置図は 1 ページになります。

申請地は、関市東本郷公民センターから西に 2 0 0 m に位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 5 2 0 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというものです。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

2 番の案件

位置図は 2 ページになります。

申請地は鮎之瀬大橋から南東に 5 0 0 m に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田

3筆 2, 912 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

3 番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関広見IC料金所から西に500mに位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 田 357 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、居住地隣接の申請地を取得し、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自己用米を栽培するという内容になっています。

4 番の案件

位置図は4ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家から西に400mに位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2筆 2, 520 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

5 番の案件

位置図は5ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家から西に400mに位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1, 656 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

6 番の案件

議案は2ページ、位置図は6ページになります。

申請地は、市立西部保育園から南に200mに位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 585 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、営農規模を縮小したいため、譲渡したいというもの。

譲受人は、居住地隣接の申請地を取得し、農業経営を開始したいというものでございます。
営農計画書が提出されており、自己用野菜等を栽培するという内容になっています。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は関市役所西部支所から南に 2 0 0 m に位置する農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 4 0 3 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は相続で取得したが、市外に住んでおり、農地の維持管理が困難なため、譲渡したいというもの。

譲受人は、申請地を取得し、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自己用野菜等を栽培するという内容になっています。

8 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は、多良木公園から西に 3 0 0 m に位置する農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 1 0 5 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、市外に住んでいて農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自己用野菜等を栽培するという内容になっています。

9 番の案件

位置図は 9 ページになります。

申請地は、尾倉集会所から西に 1 0 0 m 及び飛瀬集会所から北に 2 0 0 m に位置する農振農用地区域内外の登記・現況地目 畑 2 筆 1 , 6 0 5 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、相続で取得したが、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

1 0 番の案件

位置図は 1 0 ページになります。

申請地は、市立洞戸小学校から西に 1 0 0 m に位置する農振農用地区域内外の

登記・現況地目 畑 2 筆 2 0 5 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

11番の案件

議案は3ページ、位置図は11ページになります。

申請地は、板取杉原集会所から北に50mに位置する農振農用地区域内の

登記・現況地目 畑 126㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応え、交換契約するというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

以上、11件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、本日欠席されました、和田委員から、意見は無い旨を伺っております。田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番、4番、5番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

3番について、地目は田ですが、水田はやっておらず、自家消費用の野菜を育ててみえたようです。今回、新規就農ということで営農計画書が出ていますが、写真を見ていただけると分かるように、水田に戻すには労力と手間がかかると思われますので、今後の様子を見守っていかうと考えております。

○議長（丹羽 英治 君）

6 番、7 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13 番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15 番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9 番、10 番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

11 番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18 番（日置 香 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

安田委員、どうぞ。

○1 番（安田 美雄 君）

交換ということですが、どこの土地との交換になるのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

板取地内の山林と交換ということです。

○1 番（安田 美雄 君）

議案への記載はないのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地ではないため、3条議案には記載はしていません。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号7番は、許可することに決しました。

8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号8番は、許可することに決しました。

9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号9番は、許可することに決しました。

10番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号10番は、許可することに決しました。

11番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号11番は、許可することに決しました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は4ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、池尻区公民館から北に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 2筆 319㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、農家住宅（離れ・倉庫・物置）でございます。

申請人は、自己用住宅の離れ、倉庫及び物置として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、飛瀬集会所から北に300mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 112㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、自己用の別荘として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

3番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は、寺尾公民館から西に300mに位置する

登記地目 畑・宅地、現況地目 宅地・畑 3筆 457.11㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、一部宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、後藤一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○ 19 番（田下 喜代 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 2 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第 5 条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。3 番を除く、20 件についてご説明いたします。

1 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 15 ページになります。

申請地は、志津野転作促進技術研修センターから北に 400 m に位置する

登記地目 田、現況地目 畑・一部雑種地 17 筆 16,883 m²。

農地の区分は、概ね 10 ha 以上の一団の農地の区域内であるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は、農業体験型キャンプ場でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、アウトドアレジャーサービス業等を営んでおり、農業体験型キャンプ場として

利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、一部雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、農地法施行規則第33条、地域の農業の振興に資する施設である、都市住民の農業の体験その他の都市との地域間交流を図るために設置される施設であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

本案件は、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

2番の案件

議案は6ページ、位置図は16ページになります。

申請地は、志津野転作促進技術研修センターから北に400mに位置する

登記地目 田、現況地目 畑 2筆 1, 416㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、農業体験型キャンプ場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、アウトドアレジャーサービス業等を営んでおり、農業体験型キャンプ場として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、土壌改良がされているため、始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、農地法施行規則第33条、地域の農業の振興に資する施設である、都市住民の農業の体験その他の都市との地域間交流を図るために設置される施設であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

本案件は、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

4番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は、倉知赤尾交差点から東に500mに位置する

登記・現況地目 田 1, 315㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付売買予定地（4区画）でございます。

譲渡人は、譲渡人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を建築条件付売買予定地として造成し、販売したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

５番の案件

位置図は１９ページになります。

申請地は、関市中公民センターから南に１００ｍに位置する

登記・現況地目 畑 １３２．８１㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。

譲渡人は、譲渡人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の駐車場及び庭として利用するというものでございます。

５月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

６番の案件

議案は７ページ、位置図は２０ページになります。

申請地は、十六所公園から南に２００ｍに位置する

登記地目 田、現況地目 田・一部宅地 ６５０㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（３区画）でございます。

譲渡人は、譲渡人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲（３区画）として造成し、販売したいというものでございます。

５月１３日に現地を確認したところ、一部進入路として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

７番の案件

位置図は２１ページになります。

申請地は、長良川鉄道関市役所前駅から西に２００ｍに位置する

登記・現況地目 田 ２，８６６㎡。

農地の区分は、長良川鉄道関市役所前駅から３００ｍ以内にある農地であるため、第３種農地と考えます。

転用の目的は、刃物製造販売業従業員用駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、刃物製造販売業を営んでおり、不足しているトラック及び従業員用駐車場として

利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

8 番の案件

位置図は22ページになります。

申請地は、長良川鉄道関市役所前駅から西に600mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 298㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（1棟4戸）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、共同住宅（1棟4戸）として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

位置図は23ページになります。

申請地は、小瀬グラウンドから東に300mに位置する

登記・現況地目 畑 397㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、設備施工業従業員用駐車場でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、空調設備の施工業等を営んでおり、不足している従業員駐車場として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1／2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

10 番の案件

議案は8ページから10ページ、位置図は24ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関広見IC料金所から東に600mに位置する

登記地目 田・畑、現況地目 田 43筆 19,300㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、砂利採取及び搬出搬入路（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、申請地で原石採取の事業をなし、終了後ただちに田へ原型復旧し返還するという

ものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

本案件は、砂利採取法第16条に基づく認可が必要であります。

1 1 番の案件

議案は11ページ、位置図は25ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家から東に500mに位置する

登記・現況地目 田 826㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光を利用した発電装置の設置等を営んでおり、太陽光発電施設として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

1 2 番の案件

位置図は26ページになります。

申請地は、小屋名公民センターから北に300mに位置する

登記・現況地目 畑 2筆 423㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

1 3 番の案件

位置図は27ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから西に350mに位置する

登記地目 宅地、現況地目 畑 140.99㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、貸店舗用地でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、貸店舗用地として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

14番の案件

位置図は28ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから西に300mに位置する

登記地目 宅地・田、現況地目 田 2筆 473.19㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（2区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲として造成し、販売したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

15番の案件

議案は12ページ、位置図は29ページになります。

申請地は、多良木公園から西に300mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 55㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、工場への進入路でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、印刷機械の修理業等を営んでおり、工場への進入路として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、進入路として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

16番の案件

位置図は30ページになります。

申請地は、下之保郵便局から北西に1,500mに位置する

登記地目 宅地、現況地目 畑 2筆 104.08㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、移動販売業駐車場及び資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、移動販売業駐車場及び資材置場として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

17番の案件

位置図は31ページになります。

申請地は、関市上之保事務所から北西に2,100mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 4筆 336㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、茶工場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、茶工場として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

18番の案件

位置図は32ページになります。

申請地は、尾倉集会所から西に400mに位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 2筆 241㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の駐車場及び庭として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、既存施設の1/2以内の拡張であり、転用はやむを得ないものと考えます。

19番の案件

議案は13ページ、位置図は33ページになります。

申請地は、板取杉原集会所から南に100mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 23㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（車庫）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の車庫として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

20番の案件

位置図は34ページになります。

申請地は、森本公民館から西に300mに位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 46㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、研磨工場駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、研磨工場の駐車場として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、既存施設の1/2以内の拡張で、転用はやむを得ないものと考えます。

21番の案件

位置図は35ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から南に300mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 2筆 169㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3番を除く20件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番の案件につきましては、私の担当地区となります。

申請地は、耕作がされていない状況にあり、今回の農業体験型キャンプ場として、関市開発指導要綱による協議を通して、地域の環境に馴染む利用していただければと考えております。

4番の案件につきましては、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきましては、林委員、ございますか。

○7番（林 百恵 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきましては、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

申請地の奥に、申請人の実家があり、3つの区画のうち、1つが自宅への進入路になっていたため、確認したところ、その区画については、奥に住んでみえる方に売却するということでした。周辺に農地もありませんので、特に問題はないと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきましては、尾口委員、ございますか。

○9番（尾口 文良 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8番の案件につきましては、松永委員、ございますか。

○ 1 0 番（松永 佳己 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○ 1 1 番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 0 番、1 1 番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○ 1 2 番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 2 番、1 3 番、1 4 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○ 1 3 番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 5 番、1 6 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○ 1 5 番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 7 番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○ 1 6 番（長尾 始 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 8 番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

19番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

既にできており、始末書もありますので、問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

20番、21番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○1番（安田 美雄 君）

1番の案件ですが、過去に3条で申請された土地だと思うのですが、当時は施設園芸をするということだったと思います。今回の農業体験型キャンプ場というのは、農地になるのでしょうか、それとも宅地ということになるのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

もともとは3条で取得し、農地のままでキャンプ場を運営できないかという話だったのですが、計画を再度確認した際に、農振除外し、農地転用しなければならないという事業だったため、今回、農振除外後に農地転用をすることになったということです。地目も農地以外になるかと思います。

事業者側も土壌改良ならば、転用許可はいらぬという認識だったため、一時転用を取らずにやっちゃっていることから、始末書が提出されております。

○議長（丹羽 英治 君）

3条許可をされましたが、農地としては利用しにくい場所であり、しかしながら、農振農用地ということもあり、農地法上の問題をクリアしないといけないと農業委員、推進委員とも意見を持っておりました。そんな中で、体験型キャンプ場という目的で、地域にあった、環境が変わるようなものではない施設利用であれば、ということで、大きな反対はなく、地域に馴染

むものだ」と地元としては受け止めております。

今回、5条申請がされたことは、法律に基づいて手続きされたということで、その点は良かったと思います。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 8 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 10 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 11 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 12 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 13 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 14 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

15 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 15 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

16 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 16 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

17番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号17番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

18番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号18番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

19番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号19番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

20番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号20番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

21番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号21番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

ここで、4番 吉田委員は、除斥をお願いいたします。

それでは、3番の案件について事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

3番の案件

議案は6ページ、位置図は17ページになります。

申請地は、中濃保育園から西に200mに位置する

登記地目 田、現況地目 畑 2筆 366㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3番について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

3 番の案件につきまして、本日欠席されました、和田委員から、意見は無い旨を伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 3 号 3 番について、採決いたします。

原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1 番の案件

議案は 1 4 ページ、位置図は 3 6 ページになります。

申請地は、小瀬 6 番町交差点から北に 3 0 0 m に位置する

現況地目 雑種地 9 8 6 m²。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

申請地近隣で工事を請け負い、申請地を工事関係者用駐車場として利用しており、当初事業は予定どおり完了したが、別の場所で別工事を請け負ったため、5 月の農業委員会総会に諮り、令和 7 年 6 月 3 0 日まで期間を延長しました。

さらに同じ場所で別工事を請け負ったため、令和 8 年 3 月 3 1 日まで期間を延長するものでございます。

以上、1 件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第 4 号について、採決を行います。

原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第４号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第５号 農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により、下記の農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めるというものです。

議案は、１５ページから１７ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が４３筆 ５３，７５０㎡でございます。

地区は、武芸川、広見地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第５号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第５号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。

続いて、議案第６号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

下記の土地を非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

議案は１８ページ、１９ページになります。

１番から３番の案件

位置図は３７ページになります。

新迫間西公園から北に４００ｍ

登記地目 田、現況地目 山林原野 ３筆 １，０８９．８４㎡。

４番の案件

位置図は３９ページになります。

尾倉集会場から南西に４００ｍ

登記地目 畑、現況地目 山林 71.00㎡。

以上、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番から3番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第6号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第6号につきまして、一括して採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

続いて、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の通知について、受理したことをここに報告致します。

議案は20ページになります。

届出地は、武芸川町、広見地区の合計2筆 4, 390㎡です。
以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和7年7月7日（月）午前9時30分より関市役所6階大会議室
を予定しております。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（挨拶）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

印

1 6 番

印

1 7 番

印